

支援業務に係る事業計画

【支援業務の概要および実施の方法に関する事項】

(住宅確保要配慮者からの対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価および提供の条件に関する事項を含む)

1. 支援業務の概要

一般社団法人 YOLO・FUKUI は、「障がいがあっても地域で当たり前のように生活する」ことを理念とし、訪問系障害福祉サービスを主軸に事業を展開している。

本事業においては、住宅確保要配慮者が地域において安定した居住生活を継続できるよう、以下の支援を一体的に提供する。

(1) 入居前支援 (住宅確保支援)

- ・本人の希望や生活状況に応じた住まいの相談支援
- ・不動産事業者や家主との調整、物件情報の提供
- ・入居に伴う手続き (契約、保証人、初期費用等) に関する支援
- ・関係機関 (相談支援専門員、医療機関等) との連携調整

(2) 入居時支援

- ・引越しおよび生活立ち上げに関する支援
- ・近隣住民や管理者への必要な説明・関係づくり支援
- ・生活ルール (ゴミ出し、騒音等) の確認支援

(3) 入居後支援 (定着支援)

- ・訪問系サービスと連動した日常生活支援
- ・金銭管理や家賃支払いに関する助言・支援
- ・近隣関係や生活トラブルの予防・調整
- ・緊急時対応体制の構築 (関係機関との連携含む)

特に入居後支援に重点を置き、「住み続けられる支援」を重視する。それに伴い、居住サポート住宅の提供にも着手していく。

2. 実施方法

本事業は、当法人が有する訪問系サービスの支援体制を基盤とし、地域の関係機関と連携して実施する。

(1) 支援体制

- ・訪問介護、居宅介護、重度訪問介護等のサービス提供体制を活用
- ・相談支援専門員、医療機関、行政等との連携による支援体制の構築

(2) 役割分担の明確化

- ・物件の管理および契約に関する事項は不動産事業者および家主が担う
- ・生活支援については当法人が担う
- ・金銭管理や権利擁護については必要に応じて専門機関と連携する

支援業務に係る事業計画

(3) 対象者の受け入れに関する考え方

- ・当法人の支援体制により地域生活の維持が見込まれる者を対象とする
- ・支援の実効性を確保するため、関係機関との連携が可能なケースを基本とする

(4) 地域連携

- ・不動産事業者、家主、地域住民との関係構築を重視する
- ・特定の物件や入居者属性に偏らないよう配慮し、地域における共生を推進する

3. 対価および提供条件（該当する場合）

本事業においては、住宅確保要配慮者から対価を得て実施する支援について、以下のとおり整理する。

(1) 対価の対象となる業務

- ・入居支援に係る個別のかつ継続的な支援
- ・生活立ち上げに係る同行支援等
- ・対価：支援コーディネート料として11,000円

(2) 対価の考え方

- ・利用者の負担能力に配慮し、過度な負担とならないよう設定する
- ・公的制度による給付対象となる支援については、当該制度を優先する

(3) 提供条件

- ・事前に支援内容および費用について説明し、同意を得た上で実施する
- ・契約内容および支援範囲を明確にし、トラブル防止に努める

【地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、福祉に関する活動を行う者）との連携に関する事項】

1. 基本的な考え方

一般社団法人 YOLO・FUKUI は、住宅確保要配慮者の地域生活の実現には、単一の主体による支援ではなく、多様な関係者による連携が不可欠であると認識している。

そのため本事業においては、当法人が中心となりつつも、地域の関係機関との役割分担を明確にし、持続可能な支援体制の構築を図る。

2. 地方公共団体との連携

(1) 相談・情報共有体制の構築

- ・市町の福祉部局、住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者に関する相談および情報共有を行う
- ・必要に応じてケース会議等を実施し、支援方針の共有を図る

(2) 制度活用に関する連携

支援業務に係る事業計画

- ・生活保護、障害福祉サービス、各種住宅施策等の制度活用について、関係部署と連携して対応する

- ・緊急性の高いケースについては、速やかな情報共有と対応を行う

(3) 地域課題の共有

- ・住宅確保要配慮者の居住に関する課題について、行政と継続的に共有し、地域全体での対応力向上に寄与する

3. 民間賃貸住宅関係者との連携

(1) 不動産事業者との連携

- ・地域の不動産事業者と関係構築を行い、住宅確保要配慮者の受入れ可能な物件の確保に努める

- ・入居前の情報共有および入居後のフォロー体制について、事前に合意形成を図る

(2) 家主・管理会社との連携

- ・入居者の生活状況について必要な範囲で情報共有を行い、トラブルの未然防止に努める

- ・家賃滞納や生活上の課題が生じた場合には、早期対応を図る

(3) 基本的な役割分担の明確化

- ・賃貸借契約および建物管理は不動産事業者および家主が担う

- ・生活支援は当法人が担う

- ・それぞれの役割を尊重し、過度な負担の偏りが生じないように調整する

4. 福祉関係者との連携

(1) 相談支援専門員との連携

- ・サービス等利用計画との整合性を図り、居住支援と福祉サービスの一体的な提供を行う

(2) 医療機関との連携

- ・精神科医療機関やかかりつけ医等と連携し、健康面の支援体制を確保する

(3) 権利擁護機関との連携

- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業等を活用し、金銭管理や契約行為の支援を行う

(4) 地域支援機関との連携

- ・障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等と連携し、地域生活の継続を支える

5. 地域における連携体制の構築

- ・関係機関との顔の見える関係づくりを重視する

- ・必要に応じて連絡会や情報共有の場を設ける

- ・特定の法人に依存しない、地域全体で支える体制の構築を目指す

支援業務に係る事業計画

当法人は訪問系サービスを基盤としており、入居後の生活支援を通じて関係者間の調整機能を担うことが可能である。この特性を活かし、居住支援における“地域のハブ機能”を果たすことを目指す。

【支援業務に係る人材の確保および資質の向上に関する事項】

1. 基本的な考え方

一般社団法人 YOLO・FUKUI は、住宅確保要配慮者の地域生活の実現には、専門性を有する人材の確保と継続的な資質向上が不可欠であると認識している。

特に本事業においては、福祉的支援のみならず、居住に関する知識や関係機関との調整力を有する人材の育成を重視する。

2. 人材の確保に関する取組

(1) 既存人材の活用

- ・当法人が有する訪問介護、居宅介護、重度訪問介護等の従事者の中から、居住支援に関わる人材を配置する
- ・日常的に利用者の生活に関わっている職員を中心に配置することで、実態に即した支援を行う

(2) 多職種人材の確保

- ・相談支援専門員、福祉職経験者等、多様なバックグラウンドを持つ人材の確保に努める
- ・必要に応じて外部専門職との連携により機能補完を図る

(3) 人材の定着

- ・職員の負担が過度に集中しないよう、支援の分担およびチーム支援体制を構築する
- ・柔軟な働き方やキャリア形成の機会を確保し、継続的に従事できる環境づくりに努める

3. 資質向上に関する取組

(1) 内部研修の実施

- ・居住支援に関する基礎知識（制度、契約、不動産の基礎等）に関する研修を実施する
- ・生活支援におけるリスク対応（家賃滞納、近隣トラブル、緊急時対応等）についての研修を行う

(2) OJT による育成

- ・実際の支援ケースを通じて、先輩職員による同行・助言を行う
- ・支援の振り返りを行い、対応力の向上を図る

(3) 外部研修・連携の活用

- ・行政や関係団体が実施する研修等へ積極的に参加する
- ・不動産関係者や他の居住支援法人との情報交換を行い、知見の蓄積を図る

支援業務に係る事業計画

4. 居住支援に必要な人材像

本事業に従事する職員には、以下の視点を重視する。

- ・利用者の主体性を尊重し、地域生活を支える姿勢
- ・福祉と居住の双方の視点を持ち、関係者との調整ができる力
- ・問題解決だけでなく、トラブルの未然防止を意識した支援ができる力

5. 体制の強化に向けた取組

- ・定期的に支援状況の共有およびケース検討を行う
- ・属人的な支援とならないよう、支援手順や留意点の整理を行う
- ・事業の進展に応じて、専門性の高い人材の配置を検討する